

○ 土地区画整理事業施行地区内における  
建築行為等の許可手続に関する規則

〔平成4年3月31日  
規則第31号〕

改正 平成8年3月29日規則第26号

改正 平成12年3月31日規則第76号

(趣旨)

**第1条** この規則は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づく建築行為等の許可(以下「許可」という。)の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の提出)

**第2条** 許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、当該土地区画整理事業の施行者(以下単に「施行者」という。)を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により市長に提出する土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書及びその添付図書の部数は、施行者が本市である場合においては正本1部及び副本1部、施行者が本市以外の者である場合においては正本1部及び副本2部とする。

(意見の具申)

**第3条** 施行者は、前条第1項の規定により土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書を受理したときは、当該申請に係る建築行為等が土地区画整理事業の施行の障害となるおそれの有無等について市長の許可に関する意見書(様式第2号)を付して、速やかに市長に送付しなければならない。

2 前項の規定による意見は、法第76条第2項に規定する施行者の意見とする。

(許可通知書の交付)

**第4条** 市長は、法第76条第1項の規定による許可をしたときは許可通知書(様式第3号)を、不許可の決定をしたときは不許可通知書(様式第4号)を申請書に交付しなければならない。

(補則)

**第5条** この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 8 年 3 月 29 日規則第 26 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 12 年 3 月 31 日規則第 76 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。